

# 産業構造審議会

# 活動報告書

令和4年5月19日

# 目 次

## I 活動概要

現在の組織	2
開催状況	2
答申・報告書等	4

## II 組織の変更

組織図	5
-----	---

## III 答申・報告書等

審査品質管理小委員会	7
経営力向上部会	8
工業用水道政策小委員会	9
不公正貿易政策・措置調査委員会	10
特殊貿易措置小委員会	11
安全保障貿易管理小委員会	12
研究開発改革ワーキンググループ	13
知的基盤整備特別小委員会	14
廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ	15
産業保安基本制度小委員会	16
個人遺伝情報保護ワーキンググループ	17
伝統工芸品産業指定小委員会	18

# I 活動概要

## 活動概要

本活動報告書は、令和3年4月から令和4年3月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたもの。

### 現在の組織

産業構造審議会は令和3年度、1の部会、3の小委員会、2のワーキンググループを新設し、令和4年3月末日現在、3の部会、7の分科会、37の小委員会、45のワーキンググループによって構成されている。

### 開催状況

令和3年度、総会2回、部会12回、分科会11回、小委員会58回、ワーキンググループ94回、総計177回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

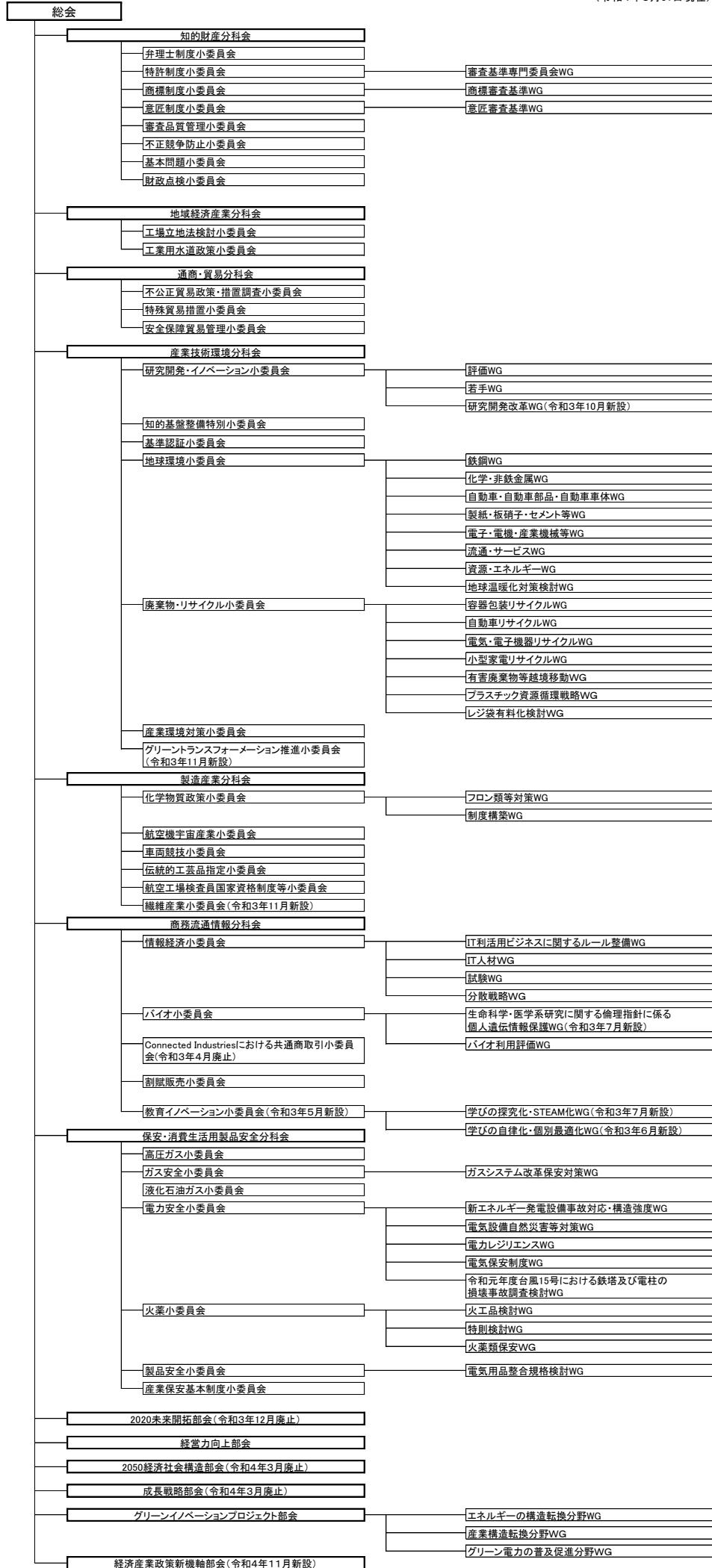
### 答申・報告書等

令和3年度、総計12件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

## II 組織の変更

## 産業構造審議会の組織の変更について

(令和4年3月31日現在)



### **III 答申・報告書等**

## 知的財産分科会

### 「令和3年度審査品質管理小委員会報告書（報告書）」

審査品質管理小委員会（令和4年3月）

#### 報告書の概要

令和3年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、改善点についての検討を行った結果を報告書として取りまとめた。

#### （1）特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁における審査品質管理の取組の概要をまとめた。

#### （2）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、本小委員会で策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づいて行い、その結果を取りまとめた。

#### （3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議し、本小委員会の改善提言として取りまとめた。

## 経営力向上部会

### 「『中小企業等の経営強化に関する基本方針』の制定案に係る答申について（答申）」

経営力向上部会（令和3年6月）

#### 報告書の概要

令和3年度国会における「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の成立を踏まえ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第3条第3項の規定に基づき「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（令和3年厚生労働省経済産業省告示第一号）の制定案に関して、大臣が産業構造審議会経営力向上部会に対して意見を求め、了承する旨の答申を行った。

基本方針の見直内容は下記のとおり。

○「中小企業等の経営強化に関する基本方針」

（1）経営革新計画・経営力向上計画における新たな支援対象類型の創設

「中小企業者（等）」を「特定事業者（等）」に改正

（2）経営革新計画・経営力向上計画の目標値

計画終了時点での付加価値額・労働生産性について、計画の実施を通じて少なくとも正の値となることを求めるよう改正

（3）経営革新計画・経営力向上計画の実行性確保について

・ローカルベンチマークの定義規定に、ローカルベンチマークを構成する「商流・業務フロー」に関する記載を追加

・特定事業者は、経営革新のための新事業に係る市場に関する調査及び分析をすること（経営革新計画のみ）

（4）経営革新等支援機関による補助事業等の支援

・補助事業等の支援を実施した場合、当該補助事業等のその後の一定の事業期間においてもフォローアップを実施すること

・認定経営革新等支援機関が連携する外部支援機関に、認定情報処理支援機関等を追加

## 地域経済産業分科会

### 「現状と課題を踏まえた今後の工業用水道事業施策についての中間とりまとめ（報告書）」

工業用水道政策小委員会（令和3年6月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会では、工業用水道事業における需要の減少に伴う経営改善や職員数の減少に伴う業務の効率化といった従来からの課題を踏まえつつ、自然災害の頻発化や激甚化、我が国サプライチェーンの脆弱性の顕在化等、近年の工業用水道事業をとりまく新たな課題に対応するため、工業用水道施設の更なる強靭化の推進と、それに資する工業用水道事業者の経営基盤の強化に関する施策の方向性について検討し、「中間とりまとめ」として、以下のとおりまとめた。

#### （1）工業用水道事業をとりまく現状と課題について

近年の激甚化する災害の頻発化等により、工業用水道施設にも被害が発生し、ユーザーへの給水停止等の支障が生じる事例も確認されている一方で、工業用水道の基幹管路の耐震化適合率の伸びは鈍化傾向にある。また、経済産業省による「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」に非常に多くの応募があるなど、国内の製造施設等への投資意欲に高まりが見られていることもあり、工業用水の安定供給に資する耐震化適合率の向上等、工業用水道施設の強靭化の推進が急務であり、それに資する経営基盤の強化が大きな課題となっている。

#### （2）課題への対応について

近年の工業用水道事業をとりまく現状と課題へ対応するため、今後の施策の方向性を「強靭化の促進」、「工業用水道事業者の経営改善」、「デジタル技術等による広域化等・民間活用の促進」の3つの観点から整理した。

##### ①強靭化の促進

- ・工業用水道事業費補助金の見直し
- ・BCP策定に向けた支援と促進

##### ②工業用水道事業者の経営改善

- ・適時・適正な料金改正に向け、料金交渉における取組事例の事業者間での共有

##### ③デジタル技術等による広域化等・民間活用の促進

- ・多様な民間活用の導入・検討促進
- ・デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的な促進

#### （3）今後の工業用水道事業の持続可能性向上に向けて

中間とりまとめで打ち出した各施策の効果的かつ確実な遂行のため、経済産業省、工業用水道事業者、ユーザー等の様々なステークホルダーがコミュニケーションを強化し、共通認識を得て、それぞれ実行可能な取組を行ってくことが必要であり、小委員会においてフォローアップを行っていく必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、貴重な我が国の水資源を活用している工業用水道事業においても可能な取組を行っていくべきである。

製造業等による国内投資意欲の高まりが見られる中、工業用水道の重要性がこれまで以上に高まっており、各ステークホルダーは、認識を共有し、低廉かつ安定的な工業用水の供給を持続的に行われるよう、柔軟性を有しつつ、不断の取組を続けていくことが必要である。

「2021年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（令和3年6月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国的主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、20ヶ国・地域の計150件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2021年版では、新規案件として以下10件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：ポリフェニレンスルフィド（PPS）に対するAD措置
- ② インドネシア：エアコンに対する輸入制限措置
- ③ インドネシア：カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置の調査
- ④ インドネシア：テレビ等に対するローカルコンテンツ要求
- ⑤ フィリピン：自動車に対するセーフガード措置
- ⑥ EU・英国：バッテリー及び廃棄バッテリー規則
- ⑦ インド：エアコンに対する輸入禁止措置
- ⑧ インド：EPA原産地規則手続強化
- ⑨ インド：懸濁重合型PVC樹脂に対する日印CEPAに基づく二国間セーフガード措置の調査
- ⑩ 南アフリカ：熱延鋼板類に対するセーフガード措置の延長調査

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2021年版の第二部では、以下10件の特集記事を記載している。

- ① 新型コロナウイルス感染症と貿易
- ② 貿易と環境：炭素国境調整措置の概要とWTOルール整合性
- ③ 途上国地位～特別かつ異なる待遇（S&G）を巡る論点
- ④ AD協定第3条の損害論と韓国バルブAD案件（DS504）
- ⑤ 韓国ステンレス鉄鋼AD案件（DS553）のパネル最終報告書
- ⑥ ローカルコンテンツ要求の協定整合性判断基準
- ⑦ 各国における対内直接投資規制の動向
- ⑧ 強制技術移転を巡る議論
- ⑨ WTO上級委員会を巡る問題
- ⑩ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直し

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

「新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性について  
(報告書)」

特殊貿易措置小委員会（令和3年8月）

報告書の概要

日本における補助金相殺関税（CVD）措置の活用の可能性について検討していくため、令和3年2月から有識者へのヒアリングを実施し、CVD措置の活用に向けた課題を整理した。当該ヒアリングの結果を踏まえ、特殊貿易措置小委員会において、日本におけるCVD措置の活用に向けた課題と対応の方向性について議論し、提言として取りまとめた。

（1）課題

- ① 他国の補助金情報の入手困難性
- ② 相手国からの報復の懸念
- ③ CVD措置に対する企業の認知度不足

（2）対応の方向性

- ① 他国の補助金情報の入手困難性
  - ・主要国調査当局との会合において、各国の調査実務や補助金に関する情報等について情報を共有する。
  - ・官民での情報共有を推進するため、産業界への積極的な情報提供を行うほか、個別案件へのきめ細やかな対応、CVD申請に係る相談窓口の整備・体制強化を図る。
- ② 相手国からの報復の懸念
  - ・報復対象となり得る補助金や輸出品があるかどうか、企業自らがサプライチェーンを分析する。
  - ・輸出国政府や産業界との様々な対話チャネルを維持するほか、国際的に協力して抱腹に抗するための他国との連携の強化を図る。
- ③ CVD措置に対する企業の認知度不足
  - ・企業向けのセミナーやニュースレター、ホームページによる情報発信の強化や産業界との積極的なコミュニケーションによりアウトリーチ活動を推進するとともに、国民全体に向けた政策的意義の発信を行う。

「安全保障貿易管理小委員会 中間報告（報告書）」

安全保障貿易管理小委員会（令和3年6月）

報告書の概要

本小委員会では、2019年安全保障貿易管理小委員会中間報告で今後の検討課題とされた輸出管理について、2020年10月から2021年6月にかけて、第9回～第13回安全保障貿易管理小委員会を開催し、議論を行い、中間報告を取りまとめた。

（1）我が国を取り巻く国際情勢

各国が安全保障上重要であり自国内に囲い込むべき戦略物資や技術について、水際管理に加え、国内誘致を大胆な財政出動の下で支援。「守る」措置の必要な見直しに加え、「育てる」措置の規模拡大と「守る」措置との効果的な連携がなければ、国内重要産業基盤喪失の可能性。

（2）最新の国際情勢を踏まえた「守る」措置の見直し（輸出管理）

2019年安保小委中間報告において、輸出管理品目の国際準拠や「みなし輸出」管理制度の在り方等について、国際輸出管理レジームに則った輸出管理の限界や人を介した技術流出の実態を踏まえた制度見直しの必要性が指摘された。2019年安保小委中間報告以降も、輸出管理を巡る国際情勢は日々変化しており、我が国も迅速に対応しなければならない。以上より、2020年10月から2021年6月にかけて開催した第9回～第13回安全保障貿易管理小委員会において、以下の4テーマについて、各国の制度等も踏まえながら我が国の課題と対応の方向性について議論。

- ① 輸出管理品目等の国際合意への準拠
- ② 「みなし輸出」管理の対象明確化
- ③ 安全保障貿易管理上の人権考慮可能性
- ④ 輸出実態に応じた輸出管理合理化

（3）残された課題（「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて）

機微技術を「守る」措置の強化はもちろん、安全保障の観点から重要な物資や技術を特定した上で、関連する国内産業基盤の維持・拡大を実現するため政府が大胆な措置を迅速にとるべき（＝「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」）。そのために、政府のインテリジェンス能力の強化や、懸念主体や技術に関する政府の評価を、より緊密に輸出者と事前に共有する仕組みが不可欠。

## 産業技術環境分科会

### 「研究開発改革ワーキンググループ最終取りまとめ（報告書）」

産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会 研究開発改革ワーキンググループ  
(令和4年3月)

#### 最終取りまとめの概要

当該ワーキンググループでは、技術、社会課題の双方が複雑化、グローバル化し、変化が加速化している中で、持続可能で包摂的な成長を実現するため、「Society 5.0 の実現」や「カーボンニュートラルの達成」といった規模の大きな課題に対応する必要があるところ、こうした課題に対応するためには、線形的・漸進的に研究開発・社会実装を進めるのではなく、プラットフォーム的、アジャイル的な取組が必要との観点から、経済産業省の「研究開発事業」及び「国立研究開発法人産業技術総合研究所」(以下「産総研」という。) の在り方について、今後取り組むべき具体的な内容について審議し、2022年3月に、下記の事項を含む「最終取りまとめ」を公表した。

#### (1) イノベーションの創出を加速する研究開発事業の在り方（今後の具体的な取組）

##### ①研究開発事業の成果の最大化

- ・研究開発事業全体のプラットフォーム化
- ・アワード型研究開発事業の導入
- ・多様なアイデア・知識を活かした研究開発事業の推進

##### ②研究開発事業の評価の在り方

- ・価値起点の評価の実施、階層的な評価体制の構築、OODA ループ構築に向けた評価時期の見直し

#### (2) 更なる価値向上を目指すための産総研の在り方（今後の具体的な取組）

##### ①産総研を変革させるために喫緊に取り組むべき主要事項

- ・産総研からの出資による外部法人を活用した外部連携機能の強化と民間資金獲得の推進
- ・民間資金獲得の促進を図るための研究者グループ及び個々に対するインセンティブ付与
- ・地域の中小企業やベンチャー企業等への支援強化

##### ②その他に取り組むべき事項

- ・「冠ラボ」(企業ニーズに特化した大型共同研究)におけるサービスメニューの多様化・階層化
- ・企業との共同研究契約における「コスト積上方式」から「価値ベース契約」への転換
- ・全ての研究者に対するアントレプレナーシップに係るトレーニング・研修の実施 等

## 産業技術環境分科会

### 「知的基盤整備計画（報告書）」

知的基盤整備特別小委員会（令和3年5月）

#### 報告書の概要

知的基盤整備特別小委員会では、社会にイノベーションをもたらすための研究インフラとしての「知的基盤」の整備計画の第2期がおおむね役割を終えることから、令和2年6月に取りまとめた「新たな知的基盤整備計画の目指すべき方向性」に基づき、新たな知的基盤整備計画の策定に向けて審議し、令和3年5月に、下記の事項を含む第3期「知的基盤整備計画」を公表した。

#### （1）新たな「知的基盤整備計画」の目指すべき方向性

- ①知的基盤をめぐる現状の認識
- ②新たな「知的基盤」の活用のイメージについて
- ③新たな知的基盤整備の目指すべき方向性
- ④具体的なアクションの提言

#### （2）新たな「知的基盤整備計画」

- ①計量標準・計測分野
  - ・計量標準・計測分野に関する現状認識
  - ・新たな整備計画の目指すべき方向性
  - ・計量標準・計測分野における新たな知的基盤整備計画
  - ・まとめ
- ②微生物遺伝資源分野
  - ・微生物遺伝資源分野に関する現状認識
  - ・バイオ戦略に掲げられた「バイオエコノミー社会の実現」に向けた整備計画の基本的な考え方
  - ・整備計画～世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献～
  - ・まとめ
- ③地質情報分野
  - ・地質情報分野に関する現状認識
  - ・整備計画及び利用促進方策の策定に関する基本的な考え方
  - ・新たな「知的基盤整備計画」
  - ・まとめ

#### （参考）各分野における中・長期ロードマップ

- ・計量標準・計測分野における中・長期ロードマップ
- ・微生物遺伝資源分野における中・長期ロードマップ
- ・地質情報分野における中・長期ロードマップ

**報告書の概要**

自動車リサイクル法の施行後10年が経過した際に取りまとめた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成27年9月）において、「自動車リサイクル制度は、こうした状況変化に遅滞なく柔軟に対応し、中長期的に適切に機能するものである必要があり、そのためには、今後とも定期的にフォローアップを行うとともに、5年後を目途に評価・検討を行うことが適当である」としていることを受け、令和2年8月から自動車リサイクル法の施行状況に関する関係者へのヒアリングや意見交換を通して制度の評価・検討を行い、報告書として下記の報告をとりまとめた。

**（1）自動車リサイクル制度の現状とその評価**

自動車リサイクル法の施行状況からみると、使用済自動車のリサイクル・適正処理という制定時の目標を概ね達成しており、平成27年度の報告書での提言内容も着実に進捗していることから、本制度は順調に機能していると評価される。

**（2）自動車リサイクル制度の課題と対応の方向性**

本制度は順調に機能していると評価される一方、法施行後15年の経過による個々の課題や、自動車を取り巻く環境の将来の変革から、自動車リサイクル制度の方向性について検討の必要性があり、以下の課題に向けて取り組むべきであると整理。

**① 自動車リサイクル制度の安定化・効率化**

- ・ASRの円滑な再資源化
- ・リサイクル料金の適切な管理・運用
- ・各種セーフティネット機能の点検
- ・自動車リサイクル制度の適切な執行
- ・情報システム活用の効率化
- ・普及啓発

**② 3Rの推進・質の向上**

- ・再資源化の高度化
- ・有害物質の適切な対応

**③ 変化への対応・発展的要素**

- ・カーボンニュートラル実現や、それに伴う電動化の推進や車の使い方の変革への対応
- ・国際貢献に向けた取り組み

**（3）将来に向けた留意事項**

自動車を取り巻く環境の変化により、既存の市場原理を活用した現行の自動車リサイクルの在り方を含め、制度の全般的な見直しの必要が生じるタイミングで必要な見直しの検討をするべきであると整理。

## 保安・消費生活用製品安全分科会

### 「産業保安基本制度小委員会 中間とりまとめ（報告書）」

産業保安基本制度小委員会（令和3年6月）

#### 報告書の概要

主として、電力、都市ガス、高圧ガス（石油精製・石油化学コンビナート）、液化石油ガス等の産業保安に係る規制体系のあり方を横断的に検討するために設置された産業保安基本制度小委員会について、第1回～第5回までの議論のとりまとめをおこなった。

### 「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題（報告書）」

産業保安基本制度小委員会（令和3年12月）

保安・消費生活用製品安全分科会（令和3年12月）

#### 報告書の概要

産業保安基本制度小委員会の全8回の審議を経て、12月1日に今後の産業保安に係る規制体系のあり方についてとりまとめを行った。その後このとりまとめを踏まえ、保安・消費生活用製品安全分科会での審議を経て、12月21日に最終とりまとめを行った。報告書の内容は下記の通りである。

#### （1）産業保安をめぐる環境変化と喫緊の課題

#### （2）産業保安分野における当面の制度化に向けた取組

##### ①スマート保安の抜本推進（産業保安分野におけるテクノロジー化の推進）

- ・「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す。

##### ②新たな保安上のリスク分野等への対応

- ・小規模な太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする。
- ・高圧ガス分野における中堅・中小企業の保安レベル向上の対策を行う。

##### ③災害対策・レジリエンスの強化に向けた対策

- ・ガス事業法において災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け、ガス事業者間の災害時の連携を強化する。
- ・都市ガス分野における、事業者間の連携のあり方、大規模災害時の保安業務等のあり方について検討する。

##### ④気候変動問題とカーボンニュートラル実現に向けた保安規制面における取組

- ・カーボンニュートラルの実現を踏まえた水素等の保安規制面での利用環境整備（水素保安の全体戦略の策定、燃料電池自動車の規制の一元化等）を行う。
- ・風力設備の工事計画の適合性確認体制の見直しを行う。

#### （3）今後の重要課題

## 商務流通情報分科会

### 「令和2年・3年改正個人情報保護法を踏まえた生命・医学系指針の見直しについて（取りまとめ）」

バイオ小委員会個人遺伝情報保護ワーキンググループ（令和3年10月）

#### 取りまとめの概要

人を対象とする生命科学・医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）により、その適正な実施を図ってきたところである。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行に伴い、これらの法律の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正後個情法」という。）の規定を踏まえ、生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（※）において、指針の見直しについて以下のとおり検討を行った。

本取りまとめを受けて、令和4年3月10日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」（令和4年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）を告示した。

#### ＜見直しの概要＞

- ・指針における生存する個人に関する情報に関する用語は、改正後個情法の用語に合わせる等、用語の整理を行う。
- ・改正後個情法において仮名加工情報が新設されたこと等に伴い、「個人情報でない仮名加工情報」に相当する情報等についても、新たに指針の対象とすることとする。
- ・個人情報の管理主体は、研究機関の長又は既存試料・情報のみを行う者が所属する機関の長であることを明示する。
- ・改正後個情法における学術例外規定の精緻化により、改正前の指針で規定されるインフォームド・コンセント等の手続（試料・情報の取得・利用・提供）について、例外要件ごとに規定する必要等が生じたため、見直しを行う。
- ・改正前の指針第9章（個人情報等及び匿名加工情報）を見直す。
- ・改正前の指針等の規定により実施中の研究について、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例によることとする。

※文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会を対象とする医学系研究等の生命倫理に関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会再生医療等評価部会遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会個人遺伝情報保護ワーキンググループ

## 製造産業分科会

### 「伝統的工芸品の指定に係る答申について（答申）」

伝統的工芸品産業指定小委員会（令和4年1月）

#### 答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「岐阜和傘」を追加することについて了承した。

#### ※ 「岐阜和傘」の概要

雨傘や日傘、日よけとしての野点傘や差し掛け傘の他、日本舞踊や寺社の祭礼、伝統芸能などで用いられる舞踊傘、七五三や結婚式など人生の節目の行事のディスプレーなどとしても用いられ、近年ではマイ和傘として魅力も広まり全国に販路を拡大して発展。

江戸時代から継承されている技術に裏打ちされた「岐阜和傘」が17世紀に作られるようになり、その技法は1639年に確立。主たる原材料も同年以前から継続的に使用されている。

畳むと細く収まる傘「細物」を特徴として、傘の製造に優れた技術を有し、豊富な装飾技法を継承する「岐阜和傘」として総称。

10事業所、37名が従事。（令和3年11月時点）

